

建設キャリアアップシステム登録技能者向けの情報発信について
～（第6回配信）メールマガジン「技能者向け／CCUSメンバーズメール」～

建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録者数は、皆様のご協力のもと、2月末現在、技能者約138万人、事業者約26万者となりました。

登録技能者の皆様を応援したいという外部事業者（『CCUS 応援団』）が提供する各種特典の情報ははじめ、CCUS関連情報をメールマガジン「技能者向け／CCUSメンバーズメール」として、お届けさせていただきます。

今後とも、CCUS関連情報等を継続的に提供し、CCUS登録技能者の皆様におかれましては、システムユーザーとしての意識を高めていただき、就業履歴の蓄積をはじめとする利活用を促進して参ります。

※配信メール本文は、次ページ以降に掲載していますのでご覧ください。

※メール配信システム使用により、ドメイン「@fcip.jp」の送信者アドレス（FROM アドレス）となっています。

<配信先メールアドレスの変更希望の方へ>

- ① 建設キャリアアップシステムのログイン画面(<https://www.mobile.ccus.jp/#/gcm/01/017>)から技能者本人のID&パスワードでログイン。
 - ②「350_変更」→「10_変更申請」: 申請内容送信(申請内容確認)画面を表示。
 - ③「メールアドレス」欄に新しいメールアドレスを入力し「申請」ボタンを押す。
- 以上の流れで手続きを行うことが可能です。

問い合わせ先

一般財団法人建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部
普及促進部 山崎、畠
メールアドレス: ccus-million@kensetsu-kikin.or.jp

FAX : 03-5473-4587

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目 MTビル2号館

<配信メール本文> ※都合により、画像及びURLリンクの一部を省略している場合があります。
技能者向け CCUS メンバーズメール 第 6 回 [正しく表示されない場合はこちら](#)



2024 年 4 月 5 日 VOL.006

◆メール配信システム使用により、ドメイン「@fcip.jp」の送信者アドレス(FROM アドレス)となっています。◆

建設キャリアアップシステム登録技能者の皆様

<第 6 回配信にあたって>

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録者数は、皆様のご協力のもと、2 月末現在、技能者約 138 万人、事業者約 26 万者となりました。

◎外部事業者(『CCUS 応援団』)が提供する各種特典の情報をはじめ、CCUS 関連情報をメールマガジン「技能者向け/CCUS メンバーズメール」としてお届けしています。

INDEX

[【国土交通省からのお知らせ】](#)

1. 設計労務単価5.9%引き上げ 12年連続の上昇 /
令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について (2月16日公表)
2. 技能者賃金の5%を十分に上回る賃上げを建設業団体に要請 /
建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会(3月8日開催)
3. 建設業者は「労働者の適切な処遇の確保」に努める義務 /
建設業法・入契法改正案 (3月8日閣議決定)

[【建設業振興基金からのお知らせ】](#)

4. CCUS を活用して技能者の処遇改善に取り組む企業の受注拡大など /
CCUS 推進のための今後の取組の骨子を提示 / CCUS 運営協議会総会 (3月28日開催)

[【国土交通省からのお知らせ】](#)

1. 設計労務単価5.9%引き上げ 12年連続の上昇 /
令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について (2月16日公表)

本年3月から、新しい公共工事設計労務単価が適用となりました。

労務単価は公共工事の発注者が積算に当たって用いる単価で、全国全職種の加重平均は23,600円、令和5年度から5.9%の引き上げとなりました。労務単価は平成25年度から12年連続で上昇しています。

今回の労務単価の引き上げが技能者の皆様の賃上げにつながり、さらに次年度の単価引き上げにつながるよう、各社への働きかけを強化していきます。

[都道府県、職種別の単価はこちら をご覧ください](#)

2. 技能者賃金の5%を十分に上回る賃上げを建設業団体に要請 / 建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会(3月8日開催)

3月8日、建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会が開催されました。

意見交換会では、国土交通省と建設業団体との間で、「5%を十分に上回る上昇」を目標として技能者の賃上げに取り組むことを申し合わせるとともに、岸田総理からも、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる」建設業に向けて、申合せに沿った賃上げの強力な推進を要請しました。

[詳しくはこちら をご覧ください](#)

3. 建設業者は「労働者の適切な処遇の確保」に努める義務 / 建設業法・入契法改正案(3月8日閣議決定)

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が3月8日に閣議決定されました。

改正案は、技能者の処遇改善や、働き方改革の推進を通じて、「地域の守り手」である建設業の担い手の確保を進めることを目的としています。

このため、すべての建設業者に対して、適正な賃金の支払いなど労働者の処遇の確保に努めるよう義務付けるとともに、請負契約の中で、工事の内容に見合った労務費が確保され行き渡るよう、「労務費の基準」を作成することとしています。

改正案は今後国会で審議されることとなりますが、技能者の皆様の経験・能力に応じた処遇改善に向けて、取組を強化していきます。

[詳しくはこちら をご覧ください](#)

[【建設業振興基金 からのお知らせ】](#)

4. 技能者の処遇改善に取り組む企業の受注拡大など / CCUS 推進のための今後の取組の骨子を提示/ CCUS 運営協議会総会(3月28日開催)

3月28日、建設業団体等と行政で構成されるCCUS運営協議会総会が開催され、国土交通省から、CCUS推進のための今後3か年間の取組の骨子案が提示されまし

た。

骨子案では、技能者の処遇改善に取り組む企業の受注拡大、技能者向けのスマホアプリの開発などを通じて、技能者、元請・下請など、利用者それぞれのメリットを充実していくこととされており、今後関係団体の意見を踏まえてとりまとめていく予定となっています。

[詳しくはこちら をご覧ください](#)

最後までご覧いただきありがとうございました！

メールマガジン「技能者向け／CCUS メンバースメール」は、CCUS 登録の際に連絡先としてお届け頂いたメールアドレスあてに送信しています。

◆配信先メールアドレスの変更希望の方◆

- ①建設キャリアアップシステムの[ログイン画面](#)から技能者本人の ID & パスワードでログイン。
 - ②「350_変更」→「10_変更申請」: 申請内容送信(申請内容確認)画面を表示。
 - ③「メールアドレス」欄に新しいメールアドレスを入力し「申請」ボタンを押す。
- 以上の流れで手続きを行うことが可能です。

引き続き、よろしくお願いいたします。

※本メールは送信専用メールアドレスから配信されていますので、ご返信いただくことはできません。あらかじめご了承ください。

一般財団法人 建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門4丁目 MTビル2号館

[※配信停止希望の方はこちら。](#)